第2回 橋本市子ども・子育て会議 議事録

	一						
開催日時	平成 26 年 1 月 27 日 (月) 午後 6 時 30 分~午後 8 時 30 分						
開催場所	橋本市保健福祉センター3階 多目的ホール						
出 席 者 (委 員)	上杉委員、坂本委員、佐々木委員、新谷委員、菅原委員 西山委員、船井委員、舩木委員、古井委員、前迫委員 枡谷委員、松井委員、武藤委員、村本委員、守安委員						
欠 席 者	なし						
事 務 局	健康福祉部 小原こども課長、井上こども課長補佐、木下子育て係長、岡保育係長堀畑幼保一元化整備室長補佐、坂口母子保健係長宮本保育係副主幹、森田保育係主査、上西子育で係主任教育委員会 吉田教育総務課長、今田学校教育課長、伊藤社会教育課長						
議題	(1)橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査 集計結果報 (2)教育・保育提供区域の設定について (3)その他						
資料	(事前配付資料) 平成 25 年度第 2 回橋本市子ども・子育て会議次第 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査集計結果 (当日配付資料) 資料 1 「橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」の 集計結果(速報)について 資料 2 教育・保育提供区域の設定について 資料 3-1 地区別子育て支援施設一覧表 資料 3-2 地区別子育て支援施設一覧表(位置図) 資料 4-1 各地区別人口および児童数 資料 4-2 各字別・校区別人口および児童数 資料 5 保育所・幼稚園・認定こども園の利用人数 資料 6 橋本市子ども・子育て支援事業計画構成案 参考資料 1 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書 参考資料 2 公定価格・利用者負担の主な論点について						

			議	事	Ø	経	過	
発	言	者			発言	言 内 容		
			開会					
事務)	局		こんばんは。皆さんにおかれましては、お忙しい中、また夜分にもかかわりせずご出席いただきましてありがとうございます。どうかよろしくお願い申しげます。 本日は全員の委員の方にご出席いただいています。橋本市子ども・子育て会条例第6条第2項により、本会議が開催できますことをご報告申し上げます。					
			資料確認	(30) (7)	· A MX/V [7]		CCCCTALI	
事務)	局		それでは、続き ついただき、それ			_	ます。これからは こいと思います。	会長にごあいさ
会長			皆さま、こんは 会議より会長を務 はニーズ調査を行 かたちでニーズ調 査の報告を受けて ていきたいと思い に入りたいと思い るニーズ調査集計	らめさせて すうという 調査が実施 、今後有意 っています。(1	いただく。 ことで活き されたの 意義な議論 。よろしく 」)橋本市	ことになり 発な議論か ではないか 合が進めら くお願いい う子ども・	が交わされ、その いと思っています れるように、今 いたします。それ 子育て支援事業	の子育で会議で 議論を反映した 。このニーズ調 日は議事を進め では、早速議事
事務)	局		(1)橋本市子ど について説明(約		(支援事業	計画策定に	こ関するニーズ調	查集計結果報告
会長			ただいま事務局 ませんので、ご質				前に配布された資	料からでも構い
委員			橋本市のニーズ 歳の働くことを希 市の調査ではそこ	望する女性	上が増えて	いるという		ましたが、橋本

は働く場所がないのではないかと思います。この調査票を見ていたら、皆さん、 電車に乗って大阪まで行って働くのではなく、近くで働いて近くで子どもを預け て生活したいけれども、魅力的な働きたい職場がないということを一つ感じまし た。

事務局

おっしゃる通りで、他の市町村との比較というのが今の段階ではまだできていないのではっきりとは言い切れませんが、やはり保護者の方が両人ともに大阪の方まで働きに出られているという方が非常に多いと思います。そうなると、どうしても家を出る時間と戻って来る時間が遅い状態でアンケートの結果も出ていますので、延長保育や子どもをなかなか迎えにいけない状況が出てきやすいという回答結果になってきます。それが出来ない場合は無理しておじいちゃん、おばあちゃんに預けているという現状も実際にはございまして、そこの辺りがニーズとしてどのぐらい回答結果としてあるのかと。ただ、11 時間を超えても保育ができるのかというと、そこまでのサービスの提供はできませんので、働きやすい職場環境を増やすというのもなかなか難しいかと思っています。パートや臨時的に仕事をする場合、週の労働時間が橋本市で定められた基準以上でないと、今までは「保育に欠ける」という認定がされなかったのですが、今回、基準が48時間以上ということで今までより緩和されると見込まれています。そうなると、近くのパートに出て保育所でみてもらおうかなという保護者の方も増えてくるのではないか、つまり、保育園の対象になる児童が増えるのではないかと判断しています。

委員

今のご意見はもっともだと思いますが、この調査結果を見ると、6 時まで預かってほしいという調査結果が多く出ていますので、勤めている人については比較的近くで働いているのではないかと思って結果を見ました。

事務局

アンケートでは勤務地まで聞いていませんので、勤務地に関してはお答えしかねますが、委員がおっしゃったように、例えば、お二人とも大阪に出られているわけではなく、どちらかの方がパートで、もう1人の方がこの近辺の事業所で仕事をされているというような方であれば、6時までということは当然可能です。ただ、大阪の方に出られている方からは、実際、子どもをなかなか迎えに行けない、迎えにいく時間が難しいということをよく聞きます。おっしゃる通り、そこの部分が数値として高く出ているということであれば、この近辺で就労されている方が多いのではないかと感じています。

委員

回収率についてですが、今後の課題としてこの回収率が他市と比べてどうだっ

たかということを教えていただきたいと思います。その辺から興味があるのか、ないのかということが分かってくるかと思います。もう一つの質問としては、回答者の属性といいますか、とても変な言い方をすると、幼稚園などで子育て講演会をすると、来てほしい人が来ないで、もうあんたええでという人が来るというイメージがありますが、どういう属性の人が答えておられるのか、特徴、傾向はあるのでしょうか。その辺が分かればいいかなと思っています。

事務局

まず1点目のご質問ですが、われわれとしても近隣の市町村の回収率の調査はしています。実は、まだアンケート自体やっていないとか、取りまとめもできていないというところも何件かあったのですが、近隣を見ますと五條市が46.4パーセント、河内長野市が53.4パーセントといった数字になっていて、本市と比べてもおおむねよく似た数字が出ています。ただ、海南市は81.7パーセントという数字になっています。それはなぜかというと、保育所、幼稚園、小学校を通じて配布して、そこを通じて回収しているというやり方をしているため、81.7という非常に高い数字になっています。ただし本市においても、全世帯に対して問い合わせのアンケート文書を送付した上で、回収率が50パーセント程度だったという事で、アンケートとしては十分情報を得られる量が回収できたと判断しています。

続きまして2点目の質問についてですが、個人的なイメージではきっちりした 人がきっちり回答を返してくれたかと思っています。書類が埋もれてしまって返ってきていないということもあるかもしれませんが、回答内容を見ると、いろいろ真摯に記入してくださっていますので、属性というのがどのような内容での話になるかは別として、われわれが必要であると思われる情報はこのアンケートで 採れるのかなという風には感じています。

委員

2点お願いします。ファミリーサポートセンターの利用が大分低いということは、やはり情報の発信数が少ないのかな、どうなのかな、どのような発信方法を取っているのかということが1点。もう1点は、自由記述の答えで夜間の預かりがあればという意見もあったということですが、以前、六地学園が宗教法人だった時に、トワイライトステイ、ショートステイの子を受け入れていたのですが、社会福祉法人に変更になってからは評議委員会がないということで、認可はもらっていません。先日和歌山県の監査を受けた時に、県の方からは行っていい事業ではないかというお答えをいただいていますが、橋本市からはオッケーをいただいていないのでゴーサインは出ないという回答を園長からいただいています。これだけ欲しいという意見があるのに、なぜゴーサインが出ないのかなという疑問があります。

事務局

まず1点目のファミリーサポートセンターについての情報発信ですが、毎月、ファミリーサポートセンターの方から情報誌を発行してもらっていて、皆さまに対するアピールは情報誌を通じてやっているという形です。ただし、おっしゃられているように利用者数がかなり限定されてきている現状でして、色々な人にこのサービスを受けていただくというところまではいっていません。実際に、ファミリーサポートのサポート依頼が、平成24年度の実績として1,534件、このうちサポートを実施したのが1,227件となっています。サポートの事業PRに関しては、やはりちょっと不足している感もありますので、この辺をもう少し整理したいと思います。またせっかく保健福祉センターという立派な建物の2階にありますので、ファミリーサポートセンターの場所を有効活用し、より子育ての支援になるような方策を考えてまいります。

2点目のトワイライトステイ、ショートステイという話になりますが、われわれが事務局となっていますが、この場でお答えさせていただけるような内容ではないと思いますので、その答えに関してはこの場での回答は控えさせていただきたいと思います。

委員

でも、一応前向きに検討していただけたら、ここの夜間預かりしてほしいということに対するサポートになるのではないかと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

事務局

こども課としても、市内にそういった施設があることは、非常に心強いことです。今、お答えできる立場にはありませんので、またしっかりと相談させていただくということで、よろしくお願いします。

委員

資料 5 の保育所・幼稚園・認定こども園の利用人数ですが、緊急対応の子どもを過去 1 年間の間にどれだけ対応できたかということを少し教えていただきたいと思います。省略された意見の中には、児童の緊急対応の問題が出ていたと思いますが、アンケートの集計のところではそのことの答えを出すところがなかったから、このような意見として出てきていると思います。保育所、幼稚園等を考える時には、必然的にそのことも、共働き家庭を対象にしたとかそういう問題を基本に考えて、対応策を考えていかなければならないのではないかと思うのです。過去の利用状況が分からなければ、そこの考察というのは出てこないと思います。今回のアンケートではそういう意見が出るようなアンケートではありませんので、自由意見の欄のあがった緊急対応の問題というのは、非常に要求度としては

高いのではないかと私は考えます。その辺りも、どのような要点を持って市として考えられているか教えていただきたいと思います。

事務局

ただいまのご質問ですが、緊急対応というところがいわゆる救急や土日の夜間 の一時預かりの事を指すのでしょうか。

委員

それもありますし、私として産前産後や病後時など、非常にそういうことで難をしたケースが一、二あります。お母さんが精神病を発病したとか、色々諸条件もあると思います。今、保育7基準が生きているのか知りませんが、保育7基準の中にその項目があるのですが、ただ単に共働きをしているという条件が先行しているのではと思います。

事務局

アンケートの中では、病気の際の対応というところで、ニーズ調査の集計結果の表 22ページに、病気やけがで通常通りに定期的な保育ができなかったことがありましたかという問があります。それから問 12 では、病児、病後児保育の利用希望なども載っています。

委員

保護者が病弱である場合もあります。以前勤めていた時に、お母さんが引きつけを起こしたとか、ちょっと精神的に病んでおられるとか、病気で入院されるということを市役所に相談された結果、学園に来るという児童も何人かはおりました。夜間ですが、何人が受け入れてくれませんかという話はありましたが、その場合、そのあと児童相談所に連絡して、そちらから対応を取ってもらうということもありましたし、こども課が一所懸命対応される場合もありました。

事務局

保護者の方が病気になられた場合というのは、現状の制度としては、ショートステイやトワイライトを実施してまして、市外の丹生学園ですとか里親さんのところなどで一時的に子どもさんを預かっていただくという制度があります。

委員

今も保育7基準は生きていますか。保育7基準の中で、産前産後の休暇とか、病弱で大変な場合は保育所に預けることができるというところも要件も含まれていると思います。そういうところの受け皿として、今、挙がっている保育所、幼稚園、認定こども園の利用の中にどれぐらい1年間に件数としてあるのか、その辺が大きな課題になってくると思います。共働きの家庭というのは全面的に出ると思いますが、あと幾項目、保育をしていかなければならない子どもというのが保育7基準の中にあると思います。お母さんが長期の入院を必要とするというこ

ともあります。

会長

橋本市の一般的な子育で状況というニーズ調査で、どのような状況になっているのかというところの調査結果の話がありまして、量的な調査というところは、どうしても人数が少なかったり、緊急時の対応だったりというふうな、個別的なケースはとらえきれない状況にあるという中で、それをニーズ調査という量的な、全体的な傾向を踏まえた上で、緊急時のところだったり、少数だけれども困っている、貧困世帯であったり精神疾患をお持ちのお母さん世帯のことを考えたりということを、今後このニーズ調査を元にして話し合っていく中で進めていけたらと思います。貴重なご指摘ありがとうございます。

私自身はこの調査を見て、先ほど意見のあった、ニーズ調査というのは、ニーズを言っていい状況にあるのか、現実的にそのニーズを言ってかなえられる状況にあるのかどうかというようなところと非常に関連性があるのではないかと思います。働く場所があり、それに伴って子育ての状況もあるというところでニーズを回答されている方は、私の解釈では非常に現実的な今の橋本市の子育て状況や働く状況をみた上で、現実的な回答をされているのではないかと思います。ニーズ調査なので、回答できる方が書いているという特徴がありますので、そこが大事なのです。その中でもやはり注目するのは就学前の保護者の方では満足できている人とそうでない人の差が大きいという結果が出ていたり、小学校などでは学童保育の希望もあるというところについては、今後これから教育保育提供区域というところの設定をしていく中で、そういう要保護児童の問題とも照らし合わせて議論していけたら、と考えています。

委員

一つだけ質問させてください。基本的なことですが、資料 4-2 の児童数の件です。これは県の方から出ている行政区別の年齢別人口統計表というものがありまして、この表と年齢別の数字でかなり数字の違っているところがあります。たまたま私が持っている資料は 25 年 6 月のものですが、これは 0 歳のところが男の子が 219 人、女の子が 198 人、合計 417 人。1 歳児は男の子が 229 人、女の子が 208人、合計 437人とほぼこの数字と変わらないものとなっています。2 歳も合計で457人で、今いただいています 4-2 の資料では 465人と、あまり変わりませんが、0 歳児だけが極端に違っています。この資料は 25 年 10 月 1 日付ですので、4 カ月ぐらいしか違わないのですね。それでこれだけ数字が違うのはどういうことなのかということを質問します。

それから先ほど意見のあった一時保育の分も、保護者の方の問題だろうかなと 思いますが、私どもの方で昨年一時保育を受けましたのは 285 名でした。国の補 助基準が1年間で50名のところと300人までのところでが違っていて、そんなこともいろいろありまして比較的他市と比べると少ないのですが、橋本市としてはそういう件数がありました。実際問題としてお受けできなかった日もあります。でも、できるだけお受けしていこうということで、一つの園でだいたい一時預かりをしているところは限られますが、私どもで例年だいたい300人前後です。それから病児保育もやっています。これは子どもさんが病気の時ということですが、これは非常に少なくて、10人前後、20人までいくかいかないか、例年そういうかたちです。これは参考にしていただければと思います。

事務局

資料の人数の件ですが、委員がお持ちの資料とは取るべき日が違っています。何が一番ずれているかというと、0歳が今回、アンケートを送付した10月1日の数字で出していますので、平成25年4月2日から平成25年9月30日までに生まれた子どもに対してのみの集計となっています。ですから、ほぼ半分の数字になっていて、実際、人口としては25年3月31日でとらえているのですが、児童数で挙げているのは10月1日時点を挙げていますので、ぴったり一致する数字ではありませんが参考までにということで記入させていただいたような状況です。

委員

県の方は 6 月とこの資料より前の数字なのですが、その辺のところはどうなのですか。

事務局

6月の時点で0歳といいますのは、おそらく24年4月2日から25年4月1日までに生まれた1年分の子どもさんを0歳というふうに記載されているのだと思います。

委員

1歳、2歳、3歳の方は。

事務局

1歳に関しては、24年4月2日です。先生のお持ちになられている資料の0歳 と、私どもが書かせていただいている1歳は、近い数字になっているかと思いま す。そのずれというのが4月から10月までの間に転入、転出をされた方の分とい うようなイメージになります。

委員

ちょっと分かりません。

事務局

10月1日で切っていますので、0歳に関しては、半分しか人数がいないよという風に認識していただけたらと思います。資料としてそれが適正かといわれ

ると、心苦しい部分はありますが、できるだけアンケートの人数に合わせよう と考えた結果です。

病児病後児、一時保育に関しては、保育園を経営されている方々にも日ごろから街の子育でに関してご協力いただきありがとうございます。補助金に関しては、制度的なひずみもあろうかと思いますが、よりよい制度をこれからつくっていきたいと考えていますので、アンケート結果を踏まえた上で、また皆さまにもこの会議の中で図ることになろうかと思います。その節はよりよい制度ができますようにご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

委員

この会議の資料ではありませんが、1点お伺いしたいことがあります。私の娘も保育園に通っていますが、延長保育の料金に関して今度の4月から時間と料金が変わったという案内をいただきましたが、その辺りについて詳しく、なぜ時間と料金が上がったのか、それによって今後どのように対応されるのかについて教えていただきたいと思います。

事務局

今、おたずねの件は、公立保育園で6時から6時半の延長保育料の件でしょうか。

委員

はい、そうです。

事務局

延長保育料というのは、基本の保育時間が11時間と設定されているのですが、それを超えた場合、延長保育料が発生するということになります。それから計算すると、延長保育をやっている公立保育園は7時から開園しますので、夕方6時で11時間で、本来6時から延長保育料が発生するはずだったのですが、当時のいきさつは分かりませんが、そういった設定をしていませんでした。実は私立の保育園については6時から保育料をいただいていて、その辺りの整合性が取れていないため、本来の国の基準に合わせて6時から公立も私立も延長保育料をいただくということにいたしました。金額は変わりませんが、いただく幅が6時からになったということです。

委員

先ほど情報がもっと欲しいという意見があったと思います。私どもも私立幼稚園が2園ありまして、幼稚園に通っている半分以上の子どもたちをお預かりおり、市報に募集時期や募集人数などの情報を載せてほしいと何度もお願いしているのですが、どういうわけか掲載していただけません。半分以上の子どもをお預かりしているのに、なぜその情報を出していただけないのかなというのがとても疑問

に思っています。他市では私立幼稚園の情報も全部出しています。

事務局

保育園の方は、私立保育園も市報に載せています。私立幼稚園について、なぜ 載せていないかというおたずねですが、市の広報の基準で民間の幼稚園いついて は広報に載せないという基準があるかと思います。

委員

私も一度、私立幼稚園の方から広報掲載のお願いを受けたことがあります。その時点で市の広報にも確認しましたが、今事務局から説明があったとおり、市の広報に掲載する基準があり、私立幼稚園の入園募集等については掲載できないということでした。

委員

それでは理由にならないと思うのですが。

委員

私自身 5 人の子どもを生んでるのですが、実家も遠く、一人で育てました。すごく大変でした。その子育てについての大切な情報は本当に信頼できるところから欲しいです。三石台幼稚園には私の子どもも行かせていただきましたが、子育てについての情報は友だちや既に幼稚園に子どもを通わせているお母さん方に入園後に聞きました。育てているお母さん方が必要としている情報は、信頼できるところから今の時代に合うように、お母さん方が子育てがしやすいように考えて、制度を変えていってもらうわけにはいかないのでしょうか。

事務局

こども課として、その件について秘書広報課として協議したことはありませんので、今日いただいたご意見については、秘書広報課に伝え、どのような方向になるか分かりませんがこういった意見があったということでお伝えいたします。

会長

今の議論でいきますと、先ほどの意見にありました保育所での一時保育や緊急 対応の件数が、実際どういう実態があるのかということが、ニーズの掘り起こし にもつながるということで、ひとつ重要なことだと思います。あとは、情報提供 のあり方というところで、事務局の方からも課題として述べられていたというこ とを、今後どういう方向で考えていくかというところが大切になってくるかなと 思います。

事務局

ちなみに、こども課で発行している情報冊子「子育てのびの~び」には、私立 幼稚園も掲載しておりますので、ご報告させていただきます。 会長

では、時間の制限もありますので、続きまして(2)教育・保育提供区域の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(2) 教育・保育提供区域の設定について説明(約20分間)

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等ございますか。

委員

先ほど説明がありました家庭区域の種類では、タイプAからFまで説明いただきましたが、例えば、発達的なつまずきがあったり、障がいのある児童や子どもが療育の施設や保育園や認定こども園に上がる際に、もし万一お母さんの就労時間が足りない場合、入園することができないといった問題などはありますか。

事務局

基本的には保育所というのは、保育の必要性がある子どもを受け入れるということですので、仮にそのご家庭が保育の必要性のない家庭となると幼稚園あるいは認定こども園の短時間利用という形になります。その必要性によっては保育所を利用できないということも考えられます。

委員

6 ページ、区域ごとの事業計画の記載イメージについて、1 年目、2 年目とずっと続いていきますが、子どもの人口が減少していくのにあわせて、途中で調整されるのでしょうか。

事務局

当然、事業の見込みについては、将来の人口がどのように変わっていくかも加味しますので、そういった中で少子化について対応していきます。人口推計をふまえた上での事業予測になります。

委員

最初の1年目から将来の人口を見込んで計画を立てていくと理解したらよろしいでしょうか。

事務局

そうです。

委員

もう一点、病児、病後児保育ですが、こういうのは学校区ではなく全市であればいいのではないかと思います。たとえば市民病院や市役所におくのも 1 つの手です。仕事に行く為にあずけるという点ではあれですが、需要と供給の面を考えればそういう大きな建物にあればいいかなと思いました。

事務局

需要の予測がまだできていませんので、需要の予測が出ましたら、その段階で

どういった区域設定がいいか、またご議論いただき判断していただきたいと思います。

会長

私の方からも一点。5ページ、量の見込みの算出についての対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求めるというところですが、事務局からは保育所の利用が出来る家庭類型としてタイプABCEという説明にになっていたと思いますが、タイプEのパートタイムの両親であったり、タイプFの無業の夫婦二人というところでは、子どもの生活というところからいけば貧困の状況になっているというような状況も考えられます。先ほどの委員の発言にあったように障害のある子どもだったり、親御さんの就労状況があまりよい状況でないという、要保護児童というところに対する家庭の類型、保育を必要とするというところの条件設定が別途必要になってくるのではないかと思います。原則として、保育に欠ける児童という要件があることは想定していますが、そういう部分についても地区の提供区域というところの設定に影響しているのかどうかについて教えていただければと思います。

事務局

私の説明がまずかったかなと思いますが、ここの表から見ると、ABCE以外は保育の必要性がないということで説明させていただきましたが、実は量の推計にあたっては、この家庭類型を元に潜在的な需要がどれぐらいあるかということで、ほかのタイプのところからも潜在的な必要性がある方に移るであろうということも加味して推計するということが国から示されています。ADCE以外はまったく保育の必要性がないということではなく、潜在的な部分も込みで推計をしていくということでご理解いただきたいと思います。

委員

仕事をしていなくても、子育ての大変なお子さんをお持ちのお母さんもいらっしゃいます。保健師さんは、私たちよりもかかわってご存じなことも多いと思いますが、一人で育てるのは大変だろうなと、そういうお母さんが1人になると精神的に大変さだけを感じとって、つらくなって、精神的に病んでくるということもあると思います。そういうお子さんを持っている親をどのように橋本市が救っていくかというもの必要だと思います。仕事をしているしていないを別にして、それも基準としてあると思います。橋本市独自でもいいじゃないですか、そういうものを見込んでもらえたらなと思います。そのことによって、お母さん方はしんどい、自分の子どもがどうしてこんなにうまく育たないのだろう、どうして余所の子どもができることができないんだということで、すごくしんどくなってしまっているお母さんを見ることもありますが、それがなくなれば、お母さんが精

神的に病むというか、つらい状態にあるお母さん方が減ると思います。そういう ものをこの中に盛り込むことを検討していいただきたいと思います。

会長

先ほどの私の質問とも重複している部分はあるのかなと思いますが、事務局の 方からはどうでしょうか。

事務局

国で示されている支援事業計画の中身については、先ほど 4 ページの方で示させていただいた事業に対して量の見込み、それに対する確保の方策を計画の中に入れるとなっています。橋本市については、のびのび教室などから療育施設のつくしんぼ園、あるいは保育所、幼稚園についても、そういった支援の必要な子どもさんについては加配保育士を配置していますので、この計画でどういう謳い込みをするか分かりませんが、発達支援が必要な子どもさんに対するサポートについても、この会議の中で議論いただいて、入れるべきであるということであれば、入れることも可能だとは思っています。

委員

一連の流れで、似たような質問になるかもしれませんが、家庭類型の件ですが、私も不勉強ですので、よその園や幼稚園のことはよく分かりませんが、あくまでも保護者の声として言わせていただきます。共働きをされていて、お子さんを預けられる家庭は当然ありますね。この場合はBやCにあたるかと思いまが、例えば、お母さんが出産で仕事を退職されると、そうした場合は共働きではなくなるのでやめなければならないというケースを何回か聞いたことがあります。これはほかのところで申し上げたことがあると思いますが、こういうことを暫定的に、職場復帰するまでせめて上の子だけでも預かってやれるような制度というか、仕分けというのでしょうか、類型がつくれないものかと思います。先程から国のうんぬんということをおっしゃっていますが、国の基準でされるのであれば、わざわざこの会議を開いていちいち聞く必要もないでしょうし、変えられるところは自治体単位で変えていかれたらと思います。

2点目ですが、資料 2 の 11、本市の区域設定(例)と書いてありますが、これも今、これからこの子育て会議で出た意見を踏まえて変わっていくのか教えてください。というのは、現在こども園はいくつかできていますが、その区域設定自体は決まっているというか、ある程度基準があるかということ、その辺をまず説明していただいて、これからまた僕らのこの会議の意見をふまえて、変わるのかどうか、その辺もちょっとお知らせお願いします。

事務局

最初のご質問の家庭類型ですが、類型については、国の方で示されているタイ

プで、これに基づいて行っていくのが国の出している基準です。先ほどお話があった産前産後の部分ですが、それについては、保育の必要性の認定の際の基準があって、そこで国である程度基準を示されるのですが、その基準に基づいて市町村が独自に基準を設けるという事になっています。そういった中で、ある程度、柔軟な対応を取っていけますので、それについては市の方で設定する基準でカバーしていけたらと思っています。

それと区域の設定については、今のところ具体的に市の方でこういった区域設定といったカチッとしたものはないのですが、量の見込みを出してから、その量の見込みにあった形で区域設定をした方がいいのかなと思っています。基本として、範囲が広いほど今後の事業見込みも出しやすいですし、大きな器の中で考えた方が、今後の対応、方策、どういった形で利用に対して内容を確保していくかということについては、大きな枠組みで考えた方が対応しやすいということもあります。そういったことも含めて今後また事務局から提案させていただきたいと思っています。

委員

先ほど、お母さんがストレスをためない、不安にならないようにというようなお話がありましたが、例えば、橋本市の中で小学校でスクールカウンセラーが来られている学校もありますが、まだ残念ながら、すべての小学校ではありません。皆さん常勤されるかどうかはわかりませんが、いまは3地区になっていると思います。やはりお母さんの精神状態がよくなりますと、子どもも成長していけるものだと思っていますので、そのカウンセラーがすべての学校にご支援の方もよろしくお願いします。

事務局

現状について報告させていただきます。スクールカウンセラーは、市が配置しているものではなく、県が私たちのニーズを聞いて必要なところに配置される形となっています。現在7つの中学校すべてに、それから小学校については15校中5校、ですから22校中12校に配置されており、週1回の勤務となっています。今後、そういったかたちで配置できるように努力はしていこうとは思いますが、私たちに決定権はありませんので、県に要望を出していきたいと思っています。

その分、教育相談センターという施設がありますので、それぞれの学校すべて ニーズに合ったかたちで対応していけるように専門の職員等を配置しています。 個別の対応についてはスクールカウンセラーで、カバーできないところは教育相 談センターが担っていくというかたちを取っています。

委員

今のお答えの中で、週に1回という話がありましたが、それは1日中というこ

となのか数時間だけ来られているのか、現状をもう少し詳しく教えていただけた らありがたいのですが。

事務局

週1回というのは、1日学校にいて、必要な保護者、教員、子どもとのカウン セリングを行っています。

会長

スクールカウンセラーについては、本議題とは離れていますので、次の質問を お願いします。

委員

量の見込みの算出についてということで、4ページを見ましたら、その中で一時 預かり事業ということで、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりという 区分があります。各園、毎月平均どのぐらい利用があるのか教えてください。

それからこれは要望なのですが、この一時預かりは、お昼 2 時から 4 時までの 2 時間で 500 円かかるのですが、2 人預けると 1 回 1,000 円もかかるので、できたら安くしていただけたらありがたいという声を聞いています。

それから現在、延長料金が1回500円かかりますが、この500円の使い道、お やつ代を含めどのようになっているか教えていただけますか。

事務局

手元に詳しい資料はありませんが、昨年度の実績でいいますと、トータルで延べ 1,200 回程度利用していただいていたかと思います。よく利用されている方もいれば、みんなで申し合わせてこの日だけ残ってという利用の仕方があるかなと思います。

500 円をどう使っているかということですが、500 円をどう使っているかというよりは、500 円を設定した根拠を説明しますと、保育所を利用した時の算定に基づいて、割り戻した形で500 円と設定しています。おやつ代50 円というのはありますが、500 円をどう使っているかというような設定の仕方ではないということはご理解いただきたいと思います。

委員

5ページの家庭類型について、例えば、専業主婦の方が仕事を探す場合、働きたいと思った時に子どもを保育園に預けて仕事を探せるような制度も必要ではないかと思います。

事務局

未就園の場合の保育は、一時保育事業でも対応できますし、求職の場合は、2 カ月間保育園に入園できることになっていますので、そういった事業をご利用い ただけます。

委員

この会議は、量を決めるためのアンケートをやっての会議だということですし、需要と供給がうまくマッチしていけるようにということで、区域の設定をやりながらいくというふうに理解しています。そういう中で、先ほどもいくつか意見が出ていましたが、私としてはぜひ次の会議の資料として、今ある保育所、幼稚園、認定こども園についての定員の何割増しで取っているのかというようなところもいただきたい。これらは需要と供給のところに大いに関係するところだと思います。

それからもう一つ、先ほども言いましたように、緊急対応として一時預かりを どれぐらいの人数でしているのかというところも算出基準の中に入ってこなけれ ばいけないと思いますので、そういうところを一つ資料として挙げていただいて、 こういうことだから、それとアンケートの結果がこうだからこのような区域設定 で、このような考え方でいくというような方向が、ここの討議の中で示されてい くべきだと思います。先ほども発達につまずきをもつ子どもたちが保育所へ入れ ないのかというご意見もありましたが、そういうところも融通を利かせていける ような、橋本の素晴らしい保育所や幼稚園、認定こども園であるという内容をつ くっていくというところでは、そういうことも考えていかなければならないので はないかと思います。だから、そういう意味で資料として、一時預かりをしてい る延べ人数が1年間、2年間でどのような形に変化していっているかとか、それか ら定員増しをどのように進めてきているかということも含めて考えていかなけれ ばならない問題ではないかと思います。丁寧な子どもへの関わりの中で、素晴ら しい大人をつくっていくというところでは、そういうことが一つ私たちの資料と して、地域の設定というところも含めて、需要の段階で大きく考えなければなら ない問題かと思いますので、少なくともそういう資料はご用意いただけたらうれ しいと思います。

事務局

まず保育園の定員の関係ですが、多いところですと、2割増しに近い人数の子どもを預かっていている園もあります。それが何年も続きますと、やはり定員の変更の必要もありますので、現在は2割を下回るぐらいの増しとなっています。

それから、一時保育については、アンケート結果で需要の見込みがありますので、それに対して現在どれだけの提供能力があるかということをお示しして、その差について今度どうするかということになります。現在の供給人数については、今後、資料でお示しさせていただきます。

事務局

幼稚園は法律でいうと学校という区分になりますが、学校というのは何人で一

	クラスつくるという決まりはありますが、定員という概念はありません。
会長	ほかにないでしょうか。それでは時間も迫っていますので、(3) その他について事務局より説明いたします。
事務局	(3) その他について説明(約3分間)
会長	議事については、すべて終了いたしました。ニーズ調査をもとにして、個別の 具体的な話し合いもできて、とても議論が深まったのではないかと思っています。 本日はどうもありがとうございました。次回もよろしくお願いします。
事務局	これを持ちまして第2回橋本市子ども・子育て会議を閉会いたします。最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。 (終了)